

「京都府医療的ケア児等支援センター」の開設について

～ “ことのわ” を中心に、病気や障害があっても安心して生活できる京都府へ～

令和 4 年 4 月 1 8 日
京都府健康福祉部障害者支援課

京都府では、病気や障害があることで、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもとその家族の相談に応じるとともに、地域で安心して生活できるよう関係機関の連携を進めるため「京都府医療的ケア児等支援センター」を4月25日（月）に開設します。

開設に当たり、センターの看板設置を行いますので、当日の取材についてよろしくお願ひします。

1 センター概要

- (1) 名 称 京都府医療的ケア児等支援センター【愛称：ことのわ】
- (2) 場 所 京都府庁1号館4階 障害者支援課内
- (3) 組織体制
センター長：健康福祉部長
副センター長：健康福祉部副部長
事務局員：専属看護師（1名）、障害者支援課職員
- (4) 業務内容
①医療的ケア児等(※)からの相談への助言等
②関係機関並びにこれに従事する者への情報提供及び研修
③関係機関等との連絡調整
(※)人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を日常生活及び社会生活を営むために恒常的に受けることが不可欠である児・者及び重症心身障害児・者とその家族
- (5) 相談受付 平日午前9時から午後4時まで（祝日及び年末年始除く）
<専用電話 075-414-5120>
- (6) その他 開設に当たりセンターの愛称を募集し、審査の結果「ことのわ」に決定
応募期間：令和4年2月18日（金）から28日（月）
応募数：31点

2 看板掛け

- (1) 日 時 令和4年4月25日（月）午後1時～1時15分
- (2) 場 所 京都府庁1号館4階 障害者支援課執務室前
- (3) 出席者 京都府知事 西脇隆俊



《参考》

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（R3. 6. 18 公布、R3. 9. 18 施行）抜粋
地方公共団体の責務

法の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児とその家族に対する支援に関する施策を実施（第5条）

医療的ケア児支援センター

都道府県知事は、医療的ケア児と家族及び関係者への相談に応じ、情報提供その他の業務を行い、地域の実情を踏まえつつ身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする（第14条）

